



セタグランドゴルフ大会



主な内容

村組織の改正	2 ~ 3
国勢調査について	4
児童扶養手当制度のしくみ	6 ~ 7
体協だより	8 ~ 9
天川を学ぶ会	11
エコだより	13
お知らせ	14 ~ 15

No.342

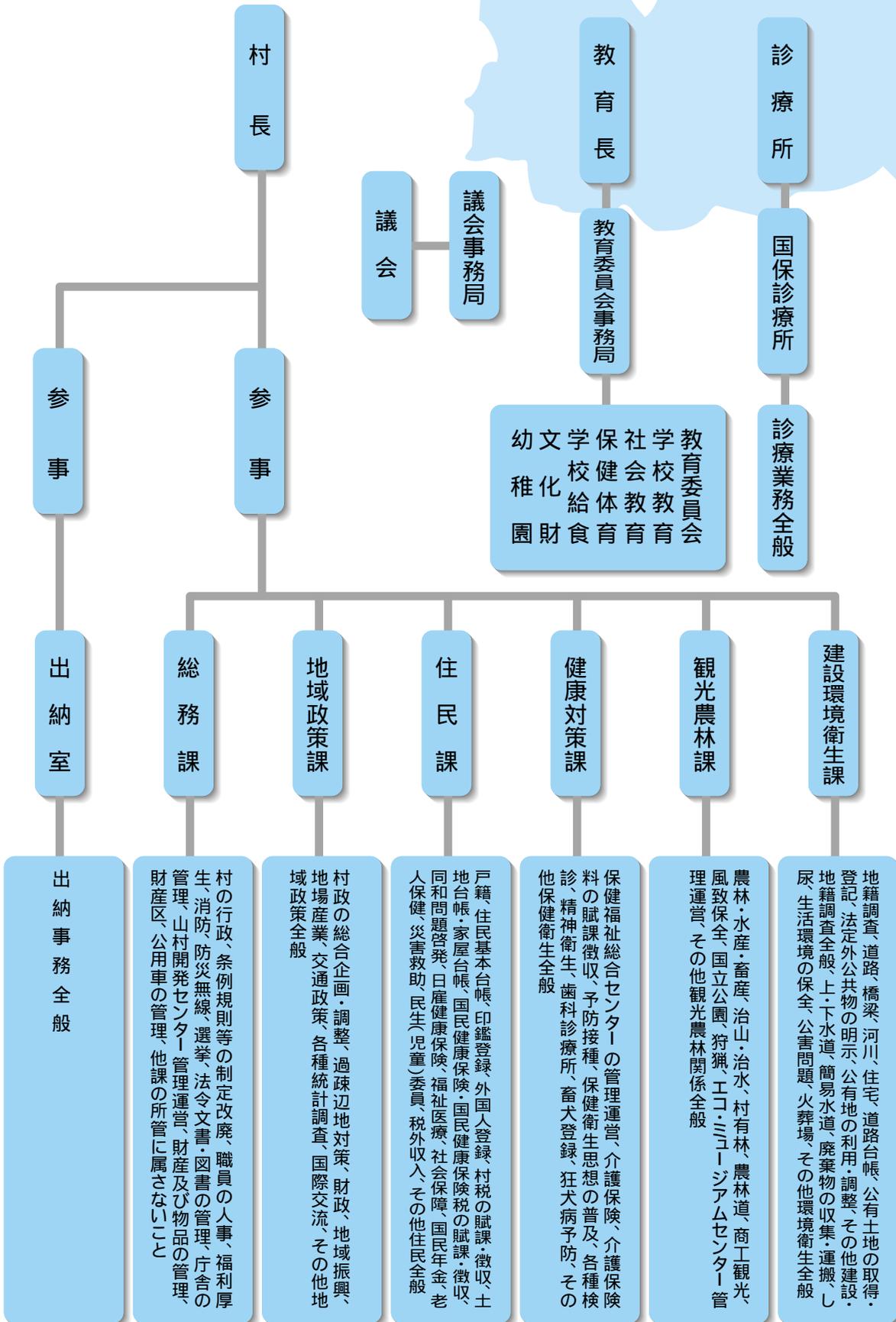
7

天川村行政組織図

(平成17年7月1日現在)

Tenkawa

平成17年7月1日付の組織改正により、一部、課の名称と窓口が変わりました。



役場人事異動

7月1日付人事異動

()は旧

参事	天川村参事	西岡 守幸(建設環境衛生課長事務取扱)
課長	地域政策課長	梶本 清英(企画財政課長)
	住民課長	田井中良彦
	(健康対策課長・国保診療所事務長事務取扱兼務)	
	健康対策課長・国保診療所事務長事務取扱兼務	植村 正和(住民課主幹)
	観光農林課長	水口 勝資(産業観光課長)
	建設環境衛生課長	植田 光秀(住民課長)
	教育委員会次長	西村 雅彦(教育委員会主幹)
主幹	総務課	阪岡 悌(企画財政課)
課長補佐	総務課	前田 俊樹(建設環境衛生課)
	地域政策課	樋口 貢(産業観光課)
	地域政策課	山本 正吾(総務課)
	住民課	河北 自靖(企画財政課)
	観光農林課	森田 正文(総務課)
	観光農林課	冢瀬 充(産業観光課)
	建設環境衛生課	水口 俊仁(産業観光課)
主査	住民課	三浦 眞(建設環境衛生課)
	住民課	辻 寿人(総務課)
	住民課	梅山 敦子
	(健康対策課・国保診療所事務取扱兼務)	
	住民課	更谷 隆彦(教育委員会)
	観光農林課	京谷 光夫(企画財政課)
	教育委員会	貴師田裕子(住民課)
主事	総務課	冢瀬 明子(住民課)
	地域政策課	更谷 美和(企画財政課)
	地域政策課	中森 圭一(企画財政課)
	観光農林課	西岡レイ子(総務課)
技師	観光農林課	尾登 正紀(産業観光課)
	観光農林課	前田 博文(産業観光課)

国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から国勢調査員がおうかがいたします。

1億?千?百?十?万?千?百?十?人
「?」を埋めるのは、
この国に暮らす
私たち一人一人です。



あなたの調査票には
日本の大切な未来がつまっています。

10月1日、国勢調査を全国いっせいにを行います。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とした大規模な統計調査です。調査結果は、社会福祉、環境整備、雇用対策、経済政策、交通計画など、みんなが住みよいまちづくりのための基礎資料となります。

調査する項目は、男女の別、出生の年月、就業状態、通勤・通学地、住居の種類などです。調査内容が、他にもれたり、統計以外の目的に使われることは絶対にありません。国勢調査員が調査票を持ってうかがいます。未来のために、10月1日のあなたを記入してください。

国勢調査 Q & A

- Q** 国勢調査員はどんな人なの？
A 調査票を配布、回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
- Q** どんなことを調べるの？
A 男女の別、出生の年月、国籍、就業状態、通勤・通学地など世帯員一人一人について調べるほか、世帯の種類、世帯員の数、住居の種類など世帯について調べます。調査項目は全部で十七項目あります。
- Q** どうしても答えなければいけないの？
A 調査票が提出されなかったり正しい回答がされなかったりすると、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため、「統計法」及び「国勢調査令」で回答の義務について規定しています。
- Q** 個人情報は守られるの？
A 調査をする人が、調査の結果を他人にももらしたり、統計をつくる目的は、私たちの義務の一つなのです。
- Q** 調査結果はいつ分かるの？
A 人口・世帯数の速報は、二〇〇五年十二月に公表され、そのほかの集計結果は、二〇〇六年以降、順次公表されます。
- Q** 調査結果はどんなことに使われるの？
A 都道府県議会や市町村議会の議員数の決定、地方交付税交付金の算定基準などに用いられ、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。
- Q** 調査結果はどんなことに使われるの？
A 調査結果は、都道府県・市区町村の統計担当課や図書館などで閲覧可能です。また、総務省統計局のホームページでも見ることができます。

〔総務省統計局ホームページ〕
<http://www.stat.go.jp/>

特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、**障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方**に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1 支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

- (1) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者
- (2) 平成3年3月以前の学生であって、当時任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

2 ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年4月1日から役場住民課で受付を開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

3 支給額（平成17年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方 --- 月額5万円

障害基礎年金2級相当に該当する方 --- 月額4万円

障害者手帳の等級とは異なります。

ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。

経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の支給は停止となります。

お問い合わせ先 住民課 国民年金係
0747-63-0321

児童扶養手当制度のしくみ

目的

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を寄与するために支給される手当で、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

支給要件

受給者

対象児童を監護する母、母が監護しない場合は対象児童を養育（監護・同居・生計維持）する養育者対象児童

- 次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で一定の障害のあるもの
- イ 父母が婚姻を解消した後、父と生計を同じくしていない児童
- ロ 父が死亡した児童
- ハ 父が一定の障害にある児童
- ニ 父の生死が明らかでない児童
- ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ヘ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ト 母が婚姻によらないで懐胎し

た児童

チ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

ただし、次のような場合は手当は支給されません。

- 児童や母・養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- 児童が、父母の死亡について支給される公的年金や遺族補償等を受けられることができるとき
- 児童が、父に支給される公的年金給付の加算の対象となっているとき
- 児童が、児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- 児童が、父と生計を同じくするとき
- 児童が、母の配偶者に養育されているとき
- 母または養育者が、公的年金を受けられることができるとき

支給手続

手当の支給を受けようとするときは、児童扶養手当認定請求書に必要書類を添えて市町村長を経由して都道府県知事に提出し、知事の認定を受ける必要があります。

現在受給資格のある人へお知らせ

毎年8月1日から8月31日までの間に現況届をしてください。

届を提出しないと8月分以降の手当を受給できません。また、届を2年間提出しないと受給資格がなくなりますので注意してください。

詳しくは、役場住民課 児童扶養手当係までお問い合わせください。

☎ 0321（内線163）

「子ども安全条例」が施行されました！

県では、子どもを守るための取り組みを一層すすめていただくために、「子どもを犯罪の被害から守る条例」を制定し、7月1日から施行しました。

なお、この条例では、子どもに危害を加え、凶悪犯罪につながる子どもに対する「惑わし」、「欺く」行為

子どもに対する「すこみ」、「卑わいな事項を告げ」、「立ちふさがり」、「つきまとう」等の行為を禁止し、善意の方々の声かけとは明確に区別することとし、また、子どもポルノを所持等する行為を禁止し、県民ぐるみで子どもの安全を確保しようとするものです。

また、特に、の違反者には罰金等の罰則が適用されます。なお、禁止行為・罰則の規定は10月1日から適用されます。詳しくは、奈良県警察ホームページ

<http://www.police.pref.nara.jp/>

お問い合わせ先

県警察本部生活安全企画課

☎ 0742 23 0110

特別児童扶養手当制度のしくみ

目的

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童の福祉を増進することを目的としています。

支給要件

受給者

- 対象児童を監護する父もしくは母、または父母がないか、もしくは父母が監護しない場合は、対象児童を養育 監護・同居・生計維持する養育者
- 父母ともに監護する場合は、父母のうち主たる生計維持者
- 父母ともに生計維持しない場合は、父母のうち主たる介護者
- 対象児童
 - 20歳未満の政令に定める程度の障害を有する者
 - ただし、次のような場合は手当は支給されません。
 - 児童や父母・養育者が、日本国内に住所を有しないとき。
 - 児童が、児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所しているとき。

手当額

1級	50,900円
2級	33,900円

児童1人につき
平成16年4月分から手当額が改定されました。

支給手続

手当の支給を受けようとするときは、特別児童扶養手当認定請求書に必要書類を添えて市町村長を経由して都道府県知事に提出し、知事が認定します。

現在受給資格のある人へお知らせ

平成17年度の特別児童扶養手当所得状況届は、
平成17年8月11日から9月10日の間に提出する必要があります。

ただし、2年続けて支給停止となる人は、提出の必要はありません。

詳しくは、役場住民課 特別児童扶養手当係までお問い合わせください。

☎ 63 0321（内線163）



てんいち先生



体協だより

～七夕グランドゴルフ大会開催!!～

7月7日(水) 恒例の七夕グランドゴルフ大会を天川健民運動場で開催し、村内各所からなんと！112名もの方に参加していただきました。

受付開始直前に雨が降り始めたため、開催できるかどうか少し心配しましたが、5分程度で雨も上がり予定どおり開会。

開会式の挨拶の中で車谷村長が「村民の皆様には、大いにスポーツに親しんでいただき健康づくりを積極的に行ってください。」と述べられ、後に競技にも参加されました。



毎年競技を見ていて感じるのですが、参加者の皆さんの上手なこと！昨年の優勝者の成績は40点でしたが、今年の優勝者は36点と確実にレベルアップしており、また昨年は46点以下であれば上位10位以内に入賞することができましたが、今年は43点以下でないと上位10位以内に入ることが出来ません。参加者のレベルは毎年上がり続けており、これからまだまだ上がり続けるものと思います。

今回は、10月10日(体育の日)に開催する「秋の村民グランドゴルフ大会」です。

使用コースは、例年どおり健民運動場とスポーツ広場の芝生を使用しますので、皆さんお楽しみに。



七タグラウンドゴルフ大会開催結果

氏名	1回目	2回目	合計	順位
辻浦 孝美	20	16	36	1
川北 勤	19	17	36	1
森 貞次	20	19	39	3
西岡 守幸	15	24	39	3
杉本喜美子	21	19	40	5
道下 敏之	18	22	40	5
鶴岡可次子	21	21	42	7
片岡 長三	26	16	42	7
鶴岡 壇定	20	22	42	7
桜井 武	19	24	43	10
森本 忠弘	23	20	43	10
赤井 辰夫	23	21	44	12
平 年次	21	23	44	12
榎本 清七	27	17	44	12
桜井チエ子	22	22	44	12
平上ヤス子	22	22	44	12
中西 里美	21	23	44	12
上田 信子	21	23	44	12
森本 祥次	22	23	45	19
竹内 恵香	25	20	45	19
森本 正尚	22	24	46	21
山本 厚	23	23	46	21
桜井 隆志	22	24	46	21
車谷 重高	25	21	46	21
楠 幸美	23	24	47	25
西前 春男	24	23	47	25
中久保照幸	23	24	47	25
小松 澄子	24	23	47	25
猪瀬 康子	23	24	47	25
樋口 幸男	24	23	47	25
道下 卓之	22	26	48	31
西岡 秀一	23	25	48	31
弓場 敬子	22	26	48	31
鹿田 弘一	23	25	48	31
堀井スミ子	23	25	48	31
森田あき子	23	25	48	31
原 理真	25	23	48	31
植村 久継	23	26	49	38
小松 三夫	23	26	49	38
片岡 絹代	26	23	49	38
坂口 直弥	26	23	49	38
小林 都香	28	22	50	42
水口 義文	24	26	50	42
東浦千代子	24	26	50	42
片岡スミ子	25	25	50	42
堀口 善昭	27	24	51	46
榎本百合子	23	28	51	46
中西 愛司	26	25	51	46
片岡 忠志	26	25	51	46
山田美智子	27	24	51	46
大山喜代子	28	24	52	51
小林 和子	25	27	52	51
森田伊勢子	21	31	52	51
新宅美千代	25	27	52	51
平 恵子	30	22	52	51
西前 静代	27	25	52	51
鹿田 恭子	24	28	52	51
道下 和代	28	24	52	51
桜井スギエ	27	26	53	59
赤井 公子	27	26	53	59
小林 義雄	23	30	53	59
杉本いずみ	24	29	53	59

氏名	1回目	2回目	合計	順位
辰巳 洋平	27	26	53	59
楠 アサノ	27	27	54	64
新宅一二郎	29	25	54	64
畠中 静代	26	28	54	64
平 美千代	27	27	54	64
新井オリ子	25	29	54	64
坂口スギ子	27	28	55	69
猪瀬 和彦	28	27	55	69
辻浦 宮子	28	27	55	69
弓場 文雄	29	26	55	69
泉本 正行	26	30	56	73
向井モトミ	28	28	56	73
西本恵美子	29	27	56	73
菊谷 豊治	28	28	56	73
森本 敬子	28	28	56	73
堀井 里江	26	31	57	78
前平 和代	26	31	57	78
杉浦スエコ	28	29	57	78
片岡 洋子	32	25	57	78
前田 武之	31	26	57	78
森田 一紀	30	27	57	78
吉田 道夫	29	29	58	84
松元キヌ子	30	28	58	84
西本 清子	28	30	58	84
小林カズヨ	28	30	58	84
山本 久彦	28	30	58	84
中西 静代	26	32	58	84
鹿尾 翔大	27	31	58	84
渡邊 真也	29	29	58	84
松岡 君子	29	30	59	92
森本 和子	27	32	59	92
坂口タカエ	30	30	60	94
西前マチ子	29	31	60	94
奥田恵理夏	31	29	60	94
杉本紗弥伽	29	31	60	94
岡谷 文子	33	28	61	98
鹿尾 紗希	29	32	61	98
上西 絢香	33	28	61	98
渡邊 涼介	31	30	61	98
坂口 稔美	29	33	62	102
水口 智博	33	30	63	103
上西比香里	29	36	65	104
森田 大紀	33	34	67	105
赤井友希奈	36	32	68	106
畠中さえ子	36	33	69	107
水口 しほ	35	34	69	107
坂口 文弥	36	34	70	109
堀口 明夫	34	38	72	110
森田 常治	48	28	76	111
牧 湧太	41	36	77	112

ホールインワン

平上ヤス子	川北 勤
杉本いずみ	弓場 敬子
榎本 清七	森本 祥次
森 貞次	片岡 長三
坂口 直弥	辻浦 孝美
西岡 守幸	森本 祥次
片岡 長三	

奈良県勤労者生活支援資金融資制度のお知らせ

奈良県では、中小企業で働いている方、離職された方を対象に、教育費、医療費を、育児・介護休業制度を利用する方を対象に、生活資金を、無担保・低利で利用できる融資制度を設けています。申込み手続は、お近くの近畿労働金庫県内各支店でお願いします。

1 生活支援資金融資

- ▶ お申込みできる方
次のどちらかに該当する方です。
中小企業（常時雇用従業員数が300人以下、卸売業100人以下、小売り業50人以下、サービス業100人以下）に勤務する方で次の要件をすべて備えている方
 - 県内在住又は在勤者の方
 - 現在の住所に1年以上居住の方
 - 現在の勤務先に1年以上勤務の方離職者で雇用保険受給中の方で次の要件をすべて備えている方
 - 県内在住の方
 - 現在の住所に1年以上居住の方
 - 離職までの勤務先に1年以上勤務の方
- ▶ 資金の使いみち
教育費（本人又は家族が教育施設に入学、在学するための教育関連資金）
医療費（本人又は家族の入院・外来等治療療養にかかる資金）
- ▶ 融資限度額
100万円
- ▶ 年 利
1.6%（保証料は含みません）
- ▶ 返済期間
5年以内（据え置き期間6ヶ月）
- ▶ 主な必要書類
中小企業に勤務する方……印鑑証明書・身分証明書（健康保険証又は運転免許証等）・公的所得証明書等
離職者の方……雇用保険受給資格者証・印鑑証明書・身分証明書（運転免許証又は健康保険証等）等
- ▶ 担保・保証
（社）日本労働者信用基金協会の保証をご利用いただきます。
但し、離職者の方につきましては、（社）日本労働者信用基金協会の保証の他に、連帯保証人1名が必要となります。

2 育児・介護休業生活資金融資

- ▶ お申込みできる方
育児若しくは介護休業を取得中の方又は取得される方で、休業残期間が1ヶ月以上ある方で次の要件をすべて備えている方
 - 県内在住又は在勤者の方
 - 現在の住所に1年以上居住の方
 - 現在の勤務先に1年以上勤務の方
- ▶ 資金の使いみち
休業中の生活費
- ▶ 融資限度額
 - 育児休業生活資金融資
育児休業の残月数×10万円の金額で100万円以内
 - 介護休業生活資金融資
介護休業の残月数×20万円の金額で60万円以内
- ▶ 年 利
1.6%（保証料は含みません）
- ▶ 返済期間
5年以内（据え置き期間1年以内（休業期間））
- ▶ 主な必要書類
育児休業証明書又は介護休業証明書・印鑑証明書・住民票公的所得証明書 等
- ▶ 担保・保証
（社）日本労働者信用基金協会の保証をご利用いただきます。

金融機関の審査により、融資することが出来ない場合がありますのであらかじめ、ご了承願います

詳細等についてはお気軽にお問い合わせください

融資申込窓口 近畿労働金庫県内各支店へ

奈良支店 0742-36-2100 高田支店 0745-53-2211 吉野支店 0747-52-0351

郡山支店 0743-53-8581 桜井支店 0744-45-0123

奈良県雇用労政課 ☎0742 - 27 - 8828

天川を学ぶ会

第六話

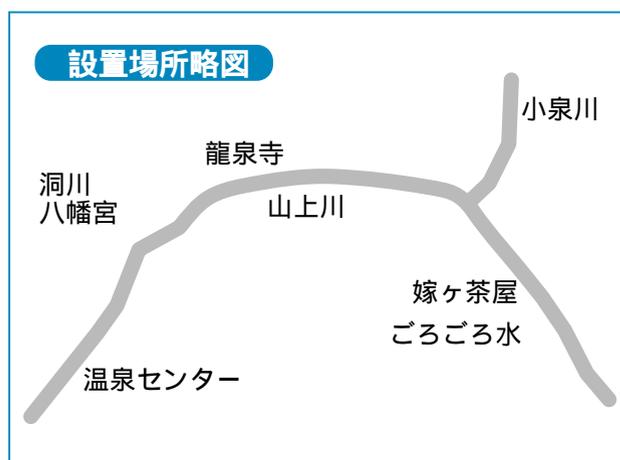
前回お話ししました《天川に伝わるむかし話》色々ご家族でお話していただきましたでしょうか。

今回は、情報をいただきました、洞川温泉観光協会の「洞川のむかし話」の取り組みについてお話をさせていただきます。

洞川地区でもたくさんの伝説があり、そのむかし話をその話にちなんだ場所付近に立て看板を設置し、皆さんに洞川を散策してもらいながらむかし話に浸ってもらう事を目的に、洞川温泉観光協会が設置したということです。

10枚の立て看板にそれぞれの伝説が書かれています。

番号	むかし話の題名
	いにしえの女人道
	洞川八幡宮
	龍泉寺龍の口伝説
	六剣淵とのたれ岩
	弘法大師と三鉢の松
	黒門と具初(延命)地蔵
	名水ごろごろ水
	鬼の宿
	十夜の宿
	洞川のタマンダラ伝説



その中の2箇所について紹介します。

[其三 龍泉寺龍の口伝説]

むかし、龍泉寺ではたらいていた夫婦に男の子ができた。しかし、自分が白蛇の化身であることを知られた母親は、乳の代わりに片方の目を与えて姿を消した。その目がなくなると、再び龍の口から姿を現し、もう片方の目も与えた。そして、朝に六つ、暮に七つの鐘を合図に乳を飲ませに参ります。と泉に消えた。

龍の口の泉は、枯れることなく大峯山修験者の清めの水となっている。



[其の四 六剣淵とのたれ岩] (写真左)

むかし、龍泉寺前を流れる山上川の淵に大蛇が住みついて人々を困らせていた。

そこで、役の行者は大蛇に六本の剣を打ち込んで退治しようとした。きずを負った大蛇は、上流に逃げて大きな岩のところでのたうちながら倒れた。

大蛇のいた川の深みを『六剣淵』そして大蛇の倒れた大きな岩を『のたれ岩』とよんだ。

個人事業税とは

県内に事務所や事業所を設けて事業を行っている個人、あるいは事務所や事業所を設けないで行う事業については、住所や居所を事業所と見なして納めていただく税金です。

税額の計算方法

〔前年中の事業の所得 - 各種控除〕×税率=税額
 (総収入金額 - 必要経費)〔事業主控除等〕5%

各種控除

事業主控除 - 1年290万円(事業期間が1年未満の場合は、月割りいたします。)

損失の繰越控除(青色申告者のみ)・被災事業用資産の損失の繰越控除・事業用資産の譲渡損失控除及び繰越控除(青色申告者のみ)

(所得税の「青色申告特別控除」・「基礎控除・配偶者控除・扶養控除等」各種控除の制度はありません。)

税率(5%)

一部事業については、4%(蓄産業等3業種)・3%(助産婦業等3業種)となります。

その他

納期は、第1期分 8月1日から8月31日まで

第2期分 11月1日から11月30日まで

(上記税額を2回に分けて納めていただきます。)

口座振替(銀行、郵便局、JA等)の方法もありますので、お申し出下さい。

吉野県税事務所 課税課課税係(個人事業税)

TEL07463-2-2687

不動産取得税とは

土地や家屋を売買、贈与、新築などにより取得した場合、その不動産が所在する都道府県において、その取得した人に1回限り納めていただく税金です。

税額の計算方法

家屋・土地の固定資産評価額(課税標準額)×税率(4%)=不動産取得税額

各種軽減措置

- 1、土地(宅地等の取得)を17年12月31日までに取得された場合、評価額の2分の1が課税標準額となります。
- 2、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産を取得された場合は、税率が1%軽減され、3%となります。
- 3、住宅及び住宅用土地の取得については、軽減措置がありますので、最寄りの県税事務所でお尋ね下さい。

吉野県税事務所 課税課課税係(不動産取得税)

TEL07463-2-2687

エコだより



洞川石灰岩地帯と鍾乳洞めぐり



講師：理学博士 西田史朗先生

7月9日(土)エコミュージアムセンター
観察事業の第4回目「洞川石灰岩地帯と鍾乳洞めぐり」を開催しました。

午前中に西田先生の講義を受けた後、面不動鍾乳洞へ、エコミュージアムで昼食をとった後、蟻螂の窟というコースで進みました。



蟻螂の窟ではコウモリが姿を見せてくれました。雨の中でしたが、参加者の皆さんは熱心に西田先生の説明に聞き入っていました。



大峯山系の地層は古い地層が上に、新しい地層が下になっているそうです。



これから鍾乳石となるもの。
この先、何千年とかかって
鍾乳石となっていきます。



平成17年度奈良県下水道排水設備工事責任技術者受験講習及び試験が実施されます

受験講習会

平成17年10月25日(火)

午前10時～午後4時

かしはら万葉ホール

(橿原市小房町11番5号)

試験

平成17年11月4日(金)

午後2時～午後4時

かしはら万葉ホール

(橿原市小房町11番5号)

申込受付(受験講習の申込をされる方は試験の申込と一緒に)行って下さい)

受付場所: 役場建設環境衛生課

(3階)

受付期間: 平成17年9月1日(木)

～9月9日(金)×土、

日、祝祭日は除く)

受付時間: 午前9時～午後4時

受験講習実施要項・試験実施要項・申込用紙は役場にありませんので、必要な方は3階建設環境衛生課まで取りに来て下さい。

メールマガジン「ならの農業と園芸情報」を毎月お届けします。

県農業技術センターでは農業や家庭園芸に役立つ「メールマガジン」のパソコンへの配信と、晩霜や病虫害発生状況などの「農業緊急情報」の携帯電話への配信サービスを行っています。どちらのサービスも無料です。

申し込み メールアドレス(メールマガジンはパソコンのアドレス、農業緊急情報は携帯電話のアドレス)、氏名、お住まいの市町村名、農業従事の有無を記載し、webmaster@naranougi.jpへ申し込んでください。(月曜日のみ休館)

問い合わせ

県農業技術センター内

農業情報・相談センター

(☎0744 29 1577)



2006年版 奈良県民手帳 一冊500円

県民の皆さんに親しまれております奈良県民手帳の2006年(平成18年)版の予約受付をいたします。あるとやはり便利です。お早めにお買い求めください。

▶ 5大POINT

1. 日記ページには過去5年間のお天気マークつき
 2. 人口・産業など奈良県(全国)の主要統計データを収録
 3. 奈良県内の官公庁、救急医療施設など主な機関の住所、電話番号を掲載
 4. 奈良県内市町村の郵便番号簿を掲載
 5. 時候の挨拶等手紙の便利帳も新規掲載
- そのほか、暮らしに役立つ情報満載!!

価格 一冊 500円(10月に発売を予定しています)

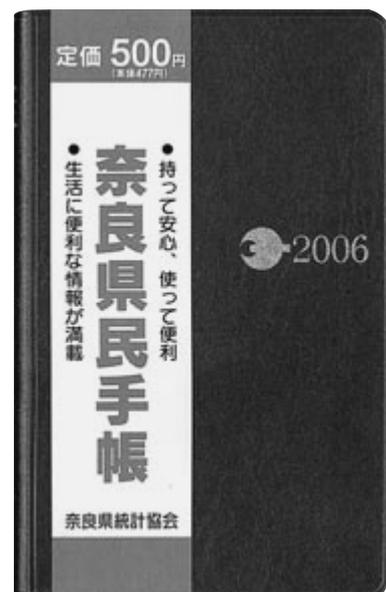
お申し込み方法

各地区ごとに、購入希望を取りまとめて一括して購入していただいております。

8月初旬よりチラシを回覧しますので、希望される方は氏名・申込冊数をご記入の上、9月9日(金)までに各区長または洞川各町総代さんまでお申し込みください。締め切り厳守

問い合わせ

役場 地域政策課 統計係 0747-63-0321(内線152)



「子ども人権特設相談所」
の開催について

いじめ・体罰・不登校・児童虐待
などの子どもの人権に関わる問題全
般について、子どもの人権相談委員
(人権擁護委員)が相談に応じる特
設相談所を下記のとおり開催しま
す。

日時 平成17年8月20日(土)・
21日(日)
いずれも午前10時から午後4時
(面接相談のみ)

場所 奈良市東紀寺町3丁目4番

1号(奈良第二法務総合庁
舎2F)

対象 県内在住の児童及びその保
護者

相談員 奈良県人権擁護委員連合
会子どもの人権専門委員
(人権擁護委員)

申し込み 不用。当日奈良第二法
務総合庁舎へ

問い合わせ
奈良地方法務局人権擁護課(07
4223 5457)まで



平成17年度暴力団・銃器
追放奈良県民大会

暴力団と銃器の排除を目的とした
「暴力団・銃器追放奈良県民大会」
が県下4会場において、下記日程に
より開催されます。みなさん、積極
的にご参加ください。

日時 平成17年8月30日(火)
午後1時30分より

場所 大淀町あらかしホール
(第4会場)

なお、詳細については、8月以降
「天川村自治体放送」でご案内いた
します。

天川村役場総務課

天川村農業委員会委員が
決定しました

平成17年7月10日執行の天川村農
業委員会委員選挙において、無投票
により、次の10名が当選されました。

- 高田久敏(和田)
- 霜辻貞治(籠山)
- 辻浦孝美(九尾)
- 冢瀬和彦(中谷)
- 今西 一(南日裏)
- 堀川享子(栃尾)
- 堀井寛幸(沖金)
- 森田久勝(沢原)
- 前平貞亮(川合)
- 今西眞頼(坪内)

奈良県農業協同組合より推薦
泉本正行(庵住)

また、7月19日の臨時議会におい
て、次の4名の方が推薦されました。

- 橋田裕樹(洞川)
- 堀口博(北角)
- 西村保幸(山西)
- 鶴岡壇定(塩野)

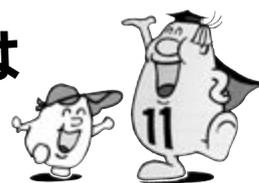
善意銀行

金100,000円
洞川丸谷真一様
(亡父 將二様の供養として)
ありがとうございました

毎月11日は

「人権を

確かめあう日」です



写真館



いつまでも兄弟仲良く、元気いっぱい育ててネ！
 洞川 更谷隼斗ちゃん(3歳) 更谷海斗ちゃん(5歳)
 更谷将成さん麻奈美さん長男 二男

皆さまからの写真をお待ち
 しています。
 お申込みは役場広報係まで。

南日裏地区 八坂まつり



天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

天の国

一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
 ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

木の国

誰もが天と地の恵みで育つように
 郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
 共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

川の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように
 スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
 自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

広報 てんかわ

平成17年7月31日発行 通巻342号

発行/天川村役場 〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
 TEL: 0747-63-0321 FAX: 0747-63-0329 企画・編集/広報係(内線220)
 URL: http://www.vill.tenkawa.nara.jp/ E-mail: tenkawa@vill.tenkawa.nara.jp

人口 2,057人(-4) 男968人(±0) 女1,089人(-4)
 世帯数 826戸(+2)

2005年6月30日現在()内は前月との比較